

山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の処分業務委託契約書

委託業務の名称 山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の処分業務委託
委託期間 令和 年 月 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の額
但し、財務規則第 135 条各号のいずれかに該当する場合は、免除とする。

頭書業務の委託について、委託者 山形県知事 吉村 美栄子 を発注者とし、受託者 を受注者とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第 1 条 受注者は、「山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の処分業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)に基づき、頭書の委託期間の終期(以下「履行期限」という。)までに、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を実施し、その結果を発注者に引き渡すものとする。

2 前項の「業務仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

(法の遵守)

第 2 条 発注者及び受注者は、業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

(業務遂行上の義務)

第 3 条 受注者は、委託業務に従事する者(以下「従事者」という。)に、委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

(従事者の管理)

第 4 条 受注者は、従事者の管理について、一切の責任を負う。

(委託内容)

第 5 条 受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎処分に関する事業範囲

<特別管理産業廃棄物>

許可都道府県： _____
許可の有効期限： _____
事業範囲： 別紙許可証のとおり
許可の条件： _____
許可番号： _____

2 発注者が受注者に処分を委託する廃棄物の種類、予定数量及び単価は、次のとおりとする。

	1	2
廃棄物の種類	変圧器 (特別管理産業廃棄物)	三相誘導電圧調整器 (特別管理産業廃棄物)
予定数量	922kg	1,300kg
処分単価 (うち消費税額及び地方消費税額) (うち産業廃棄物税の額)	円/kg (円) (円)	円/kg (円) (- 円)

3 受注者は、発注者から委託された前項の廃棄物について、次のとおり処分又は再生を行う。

<(廃棄物の種類)>

事業場の名称： _____
施設の所在地： _____
処分方法： _____
処理能力： _____

4 受注者は、発注者から委託された第2項中の産業廃棄物について、最終処分（予定）を次のとおりとする。

処分場の 許可番号	処分場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

（搬入業者）

第6条 前条第2項に規定する産業廃棄物の、同条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集運搬業者が行う。

氏 名： _____
（法人にあつては名称及び代表者の氏名）
住 所： _____
許可都道府県： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
許可の条件： 別紙許可証のとおり
許可番号： _____

（発注者受注者の責任範囲）

第7条 受注者は、発注者から委託された廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

2 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

3 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合は、発注者に過失があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。

4 第1項の業務の過程において、受注者に損害が発生した場合には、発注者に過失があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

（マニフェスト）

第8条 発注者は、廃棄物の搬出の都度、マニフェストに必要事項を記入し、収集運搬業者に交付する。
受注者は、当該マニフェストを収集運搬業者から受け取るものとする。

2 受注者は、処分又は再生した廃棄物について、マニフェストD票、E票を必ず発注者に提出するものとする。

（義務と責任）

第9条 発注者は、受注者に対し、収集運搬及び処分を委託する廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する次の各号のいずれかの情報を有する場合、その情報を伝えなければならない。

- (1) 性状及び荷姿に関する事項。
- (2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項。
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項。
- (4) その他取扱いに関する注意事項。

2 発注者は、委託契約の有効期間中に処分を委託する廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合速やかにその旨を受注者に書面をもって通知する

3 発注者は、委託する廃棄物の処分に支障を生じさせるおそれのある物質が混入しないよう注意する。万一混入したことにより、また混入した旨を受注者に通知せずに、受注者の業務に重大な支障を生じ、又は生ずるおそれのある場合には、受注者は、委託物の引き取りを拒否することができる。この場合において、発注者は委託料の支払いの義務を免れず、他に損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

4 受注者は、やむを得ない事由があるときは、発注者の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、受注者は発注者にその事由を説明し、かつ発注者における影響が最小限となるよう努める。

（業務完了報告等）

第10条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅延なく発注者に対してマニフェストD票を添付のうえ、業務完了報告書（別紙様式）を提出しなければならない。この場合において、業務完了報告書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときには、その日から起算して 10 日以内に処理した業務について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。

(委託料の支払)

第 11 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し委託料の請求書を提出するものとする。この場合において、請求書への押印は不要であり、電子メールでの提出も可能とする。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

3 甲及び乙は、あらかじめ合意の上で、委託料の支払いに関する業務を第三者に代行させることができる。

(秘密の保持等)

第 12 条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 13 条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第 14 条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第 15 条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第 16 条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 17 条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得て、法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第 18 条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、契約単価又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

3 受注者は、必要がある場合には、発注者に対し労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う委託料の変更について申出を行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、その可否について迅速かつ適切に協議を行うものとする。

(契約の解除)

第 19 条 発注者は、受注者の行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。

(2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。

(4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。

(5) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力

団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

6 発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

イ 受注者は、解除された後も、その廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の廃棄物の処分を行わせるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は、発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬したうえ、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(談合等に係る契約解除)

第20条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項（第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第

7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第4条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（事故発生のお知らせ）

第21条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

（遅延利息）

第22条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により第11条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、その責めに帰する理由により第10条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第11条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

（瑕疵担保）

第23条 成果品に瑕疵があるときは、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

（履行遅滞違約金）

第24条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期限を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額とする。

（履行不能の場合の措置）

第25条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

（疑義についての協議）

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって業務委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

業 務 完 了 報 告 書	
令和 年 月 日	
山形県知事 吉村 美栄子 殿	
受託者 住 所 名 称 代表者氏名	
下記の委託業務が完了したので報告します。	
記	
委 託 業 務 名	山形県体育館における低濃度 PCB 廃棄物の処分業務
当 初 委 託 金 額	円（うち消費税及び地方消費税 円）
業 務 実 績 額	円（うち消費税及び地方消費税 円）
委 託 期 間	令和7年 月 日 ～ 令和8年3月31日
業 務 完 了 の 日	令和 年 月 日
検 査 年 月 日	※令和 年 月 日
検 査 職 員	※ 職 氏 名
摘 要	